

黒部市立たかせ小学校いじめ防止基本方針

- 「教育計画書に記載したことを全教職員で共通実践することが一番の危機管理である」というメッセージを心に抱き、学校運営のガイドラインとなる教育計画書に「いじめ防止基本方針」を掲載して取り組みます。
- 黒部市教育委員会、黒部市教育センター、及び学校、家庭、地域住民、関係機関、種々のカウンセラーやソーシャルワーカー等が行動連携し、「いじめ見逃し0」を目指して取り組みます。
- いじめに係る情報が寄せられたときは、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的に対応します。
- いじめを確認した場合は、「学校事故発生時の指針」「いじめの防止等のための基本的な考え方」「重大事態発生時のガイドライン」等を基に、迅速・誠実に対応します。

令和8年4月

黒部市立たかせ小学校

目 次

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの認知件数とは
- 3 たかせ小学校いじめ防止基本方針について
- 4 本校のいじめ問題に係る取組の概要
- 5 学校事故発生時の対応について
- 6 いじめ問題の未然防止及び対応について
- 7 黒部市教育委員会との連携
- 8 黒部市教育センターとの連携
- 9 進学・進級の際の学校間・教師間の連携
- 10 重大事態発生の場合 － 学校 －
- 11 ネットトラブルの未然防止に向けて
- 12 いじめ等問題行動発生時の対応
- 13 参考

1 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法 平成25年～】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係(注1)のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「一定の人的関係のある」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係のある者を指す。

2 いじめの認知件数とは

いじめか否かを迷うような、いじめの初期段階、あるいはいじめの前段階のものまでも「組織」としての検討の俎上(そじょう)に乗せ、その結果、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」に当たると判断されたもの全ての数字が「認知件数」である。

- ・深刻ないじめへと発展したり重大事案にまで至ったりした(と「認知」した)数字ではない。
- ・つまり、「認知件数」の報告というのは、不祥事件数の報告などではなく、学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った件数の報告である。

◎「認知件数」が多い=教職員の目が行き届いている証と考えている。

◇軽微な「からかい等の言動」を共有することがいじめの早期発見に!

【事例から学んで生かすこと】

岩手・中2死亡事故いじめ検証項目(2015年)

- ①体育の時間に肩を押された
- ②給食の準備中、教科書を投げられた
- ③走り幅跳びの真似をやれと言われた
- ④机に頭を押さえられた
- ⑤ゲーム「太鼓の達人」の真似をさせられた
- ⑥自習時間に消しゴムをぶつけられた
- ⑦朝会時に列に入れないようにされた
- ⑧清掃時にほうきをぶつけられた
- ⑨階段でズボンを下げられそうになった
- ⑩宿泊研修で枕でたたき合い、けんかになった
- ⑪けんかなど日常的にトラブルがあった
- ⑫バスケット部で強いパスなどを出す嫌がらせ
- ⑬「後ろの生徒がうるさい」など周囲への不満

★こうしたことの積み重ねで死を選ぶ児童がいるという事実を直視しなければならない。

組織として

- ★いじめかどうか判断するのは、「学校いじめ対策組織」
 - ★一人一人の教員が見たり、知り得たりした行為を「学校いじめ対策組織」に報告する。
 - ★一つ一つの言動が軽微なからかい等と判断されても、たくさんの行為等が集まると、「A君はいじめに遭っている」と判断できる。
 - ★「こんな些細なことも報告しなければならないのですか」と質問があったら「はい」と答える。
- ◎いじめ問題の解決とは
救済(トラブルの解消や謝罪)
解消(心の傷を癒し、関係を修復する)

◇一人一人の教職員に対する留意事項

- 教職員がその場で「大丈夫」とか「よくあること」とか「それぐらいのこと…」と即断しない。教師が認めたことになる!

その場で注意を与えるだけでなく、見守りとフォローアップが大切。また本人が「大丈夫」と言っている場合も同様の対応をする。

- いじめの疑い、引っかかる感覚を大切にす。
- わずかな兆候や児童からの訴えをうやむやにしない。
- 被害を「過小評価せず」大げさに捉えておく。
- 支援・指導のスタートラインは「疑わしきもの」への「気付き」から
 - ・いじめかどうか判断するよりも、いじめと疑われるもの（事実が未確定の段階のもの）すべてに対応する。
 - ・「事実を確定→対応」ではなく、「対応→事実を確定」というパターンへ変化させる。
 - ・児童や保護者の痛み・苦しみとそれが生じた状況に向かうことを後まわしにしない。
 - ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童をしっかり守る。

3 たかせ小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険が生じさせるおそれがあります。しかしながら、いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものです。いじめが繰り返されたり、集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解し、対応することが急務です。

黒部市立たかせ小学校は、学校や家庭、地域が連携し、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な考え方」、「学校事故発生時の指針」、「重大事態発生時のガイドライン」、「黒部市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止やいじめの早期発見・対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「たかせ小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本的な考え方

いじめは相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」である。

(生徒指導提要R4.12)

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。(いじめ防止対策推進法 第一条)

だからいじめは許されないのである。

いじめを放置して、優れた学校行事や優れた授業などあり得ない。

人間は本来、人を思いやる優しい心をもっています。

その優しい心を表す勇気をもたせましょう。

児童生徒が「多様性を認め、一人一人の人権を大切にす人」に育つように努めましょう。

児童生徒の出すサインを確実に受け止めるのために、日頃から教職員と児童生徒、児童生徒相互、教職員相互、保護者と教職員等との間に温かい人間関係をつくることのできるよう、各学校に働きかけます。

各学校の取組

- 温かい人間関係の構築と、居場所のある学級づくり。
- 人権感覚を高め、校内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 相談しやすい雰囲気づくり。
- 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める。
- どんな小さないじめも初期段階から見過ごさない姿勢で対応。



そのために

- 1 いじめはどの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。
- 2 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、「いじめではないか」という視点をもって、指導にあたり、いじめに該当するか否かを判断する。
- 3 「いじめ発見ポイント」（富山県いじめ対応ハンドブック参照 R3）に基づいて、児童生徒を観察し、気になる点があれば早急に面談を実施する。
- 4 無記名式アンケートの結果を踏まえつつ、すべての児童生徒を対象に「予断をもたない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢を大事にする。
- 5 「この先生は私たち（児童生徒・保護者）の話を聞いてくれる。分かってくれる」という人間関係をつくること等、相談体制の充実に努める。

4 本校のいじめ問題に係る取組の概要

(1) 令和8年度 いじめ見逃し0を目指すための視点・達成目標・評価

☆☆☆ 学校いじめ防止基本方針に基づいて実施・評価する ☆☆☆

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、毎学期、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

○いじめ見逃し0を目指す視点シート(1学期)

学期ごとに評価をして見直していく。

○ (1) 学期

視点	達成目標(具体的に記載)	評価
いじめが起きにくい ・いじめを許さない 環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員間でいじめの定義や人権意識の内容についてを再確認する。 ・自分の思いや考えを安心して表現し、互いに認め合うことができる学級、学年経営を大切にする。 ・児童や教職員を対象に7月に「人権意識チェックカード」を活用し、人権尊重の意識を高める。 ・児童会活動において、あいさつ運動を計画・実践したり、「あったか言葉」や「あったかアクション」の呼びかけをしたりする。 	
早期発見・事案対処のマニュアルの実行	<ul style="list-style-type: none"> ・4月の職員会で「校内生徒指導体制」の共通理解を図る。 ・いじめを見逃さないよう、普段から子供たちへのアンテナを高くし、低、中、高学団主任を中心に情報交換を大切にする。また、管理職の指導のもと、生徒指導主事が中心となり、組織的な対応を重視する。 	
定期的・必要に応じたアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を対象に、5月に記名による学校生活アンケートを実施し、児童理解に努める。 ・児童を対象に6月、7月に記名によるいじめに関するアンケートを実施し、学級の状態を把握する。 ・保護者を対象に、6月に記名によるいじめに関するアンケートを実施し、個別対応に努める。 	
個人面談・保護者面談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・5月に学校生活アンケートをもとにして、担任と児童との個別面談(ふれあい週間)を行う。 ・家庭訪問を行うとともに、日頃から保護者と電話で学校や家庭での生活の様子を情報交換し、児童理解に努める。 ・子供の気になる言動が見られたときや、家庭から相談があった場合は、必要に応じて個別面談を実施する。その際、生徒指導委員会を開いたり、SCやSSWと連携を図ったりして複数体制で対応していく。 	
校内研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・5月の職員会で「たかせ小学校いじめ防止基本方針」を教職員間で確認をする。 ・いじめ防止に関する校内研修を計画・実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。 	
日常の児童生徒理解の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週金曜日に、生徒指導の情報交換会を行う。 ・普段から、子供たちのよさや気になることの情報交換を密にする。 ・必要に応じて生徒指導委員会を開く。 	
発生時の迅速な対応と情報の共有や組織的な対応【事故発生時の指針を原則とする。】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童や保護者等からいじめと思われる情報を確認した場合、生徒指導委員会(いじめ対策委員会)を中心に組織的に対応する。(迅速で丁寧な事実確認→具体的な対応方針の相談→関係児童への指導、保護者への説明、組織的な見取り等) ・いじめの内容等が重大事態であったり重大事態に発展しそうであったりしたときは、直ちに黒部市教育委員会に一報を入れ、指導・助言を得ながら対応し、他の関係機関とも連携を図っていく。 	

評価	評価基準	達成度
AA	・目標を十分達成し、期待以上の成果が得られた。	100%以上
A	・目標を概ね達成し、ほぼ期待通りの成果が得られた。	80~100%
B	・目標を半分以上達成し、ある程度の成果が得られた。	60~80%
C	・目標をあまり達成できず、成果があまりなかった。	30~60%
D	・目標をほとんど達成できず、成果が少なかった。	0~30%

5 学校事故発生時の対応について

1 迅速に動く - すべての業務に優先する（その日のうちに） -

(1) その日のうちに報告・謝罪（校長、教頭、生徒指導主事等）

- ① 発覚した時点で第一報を入れ、心理的事実について謝罪をする。
- ② 時間をおかずに関係教員を集め、事実を確認する。
必要に応じて児童生徒にも面談し、事実確認を行う。
- ③ 事実確認後、訪問し、概要説明と正式謝罪を行う。
- ④ 今後の方針を伝える。その後、経過報告を逐一行う。

心配、不安な気持ちにさせてしまったことへの謝罪を行う。

ずれは休日であっても対応し直す

2 組織を生かす

- (1) 教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- (2) 教職員一人一人が、いじめの情報を学校いじめ対策組織に報告・共有する。
- (3) 管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心として協働的な指導、相談体制を構築して進める。
- (4) 各担当者の報告を受け、各校のいじめ対策組織等において対応策を協議する。
- (5) 保護者面談や家庭訪問は、複数で行う。（役割分担）
- (6) 必要に応じてSCやSSW、いじめ対策SW等を加え、多角的な視点から対応する。

3 正確な記録と分析 - 可能な限り逐語で記録し、分析する -

- (1) アセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の「可視化」を図る。
- (2) 客観的に事実関係を記録する。
事実と推測、実現可能な要望と実現が難しい要望を整理して分けて考える。
- (3) 言葉の解釈は一人一人違うので、要約したものでは判断を間違えることがある。言葉の中にある相手の真意を読み取り、対応を考える。

4 教育委員会との連携

- (1) 毎日、状況報告する。記録を累積しておく。
- (2) 何を聞かれてもすぐに答えられるよう、関係書類(情報)を整理しておく。

対応時期の目安

<p>学校の設置者等に速やかに報告</p> <p>確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法 ・いじめ防止等のための基本的な方針 ・不登校重大事態に係る調査の指針 	<ol style="list-style-type: none"> ① 事故の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故 ② いじめに係る重大事態 <ul style="list-style-type: none"> ・生命、金品、身体、精神に係る場合は、認知したとき ・不登校の場合は、欠席30日(目安)に到達する前 ※保護者から申し出があった場合は、その時点
<p>事故の発生(第1報)を可能な限り早く保護者に連絡</p>	<p>・事故の概況、けがの程度など、最低限必要とする情報を整理した上で連絡する。</p>

原則として3日以内を目途に聞き取りを完了	<ul style="list-style-type: none"> ・校長・教頭等が関係する全ての教職員を集め、聞き取りを、実施する。 ・必要に応じて、事故現場に居合わせた児童等への聞き取りを実施する。
1週間以内に保護者に説明	<ul style="list-style-type: none"> ・発生事実の概要、対応経過、今後の取組・方向性などを整明理して説明する。
記録の整理(日ごとに)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を時系列にまとめる。 ・事実と推察は区分し情報源を明記するなどして整理する。

【参考 文部科学省 不登校重大事態に係る調査の指針、学校事故対応に関する指針 H28.3】

6 いじめ問題の未然防止及び対応について

(1) 方針

① いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものであるという基本的認識に立って、指導にあたる。

- いじめる児童に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させるとともに、いじめる背景等に対して適切な指導を行う。
- いじめられる児童を徹底して守り通す。
- 「いじめは絶対に許されない」との認識に立って、家庭・地域との連携を推進する。

② いじめの問題の重大性を全ての教職員が認識し、校長を中心に組織として、この問題の解決にあたる。

- 職員会議、校内研修会などでいじめの問題について「認識を共有」し、「行動の一元化」を図る。
- いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなる。(いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。)
- 報告・連絡・相談・確認が円滑に行える指導体制をつくる。

③ 教職員の言動や態度が児童生徒に大きな影響力をもつことを認識する。

- 教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめを絶対に許さない」ことを児童に浸透させ、いじめを行う児童には毅然とした粘り強い対応を行う。
- いじめられている児童を温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。

④ いじめが生まれる背景を理解し、指導には細心の注意を払う。

- 発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめ
- 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童へのいじめ防止
- 性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童に対するいじめを防止するための対応
- 大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童への対応

- 感染症等に起因する不当な差別・いじめ・偏見等の人権侵害にかかる指導
教職員は「〇〇菌」「〇円持ってこい」「死ね」、感染症等に関係する言葉「うつるから近づかんで」等の言葉に敏感になり、言動を止めさせる指導と、コミュニケーション能力の育成を図る指導を合わせて行う。

⑤ **いじめ問題は隠さず、その解決に向けて、学校・黒部市教育委員会と家庭・地域社会が連携してあたる。**

- 学校と黒部市教育委員会の間で報告・連絡・相談・確認を円滑に行う。
- 学校は、いじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- いじめの問題解決のため、必要に応じて警察などの地域の関係機関との連携を図る。
(黒部市教育委員会と相談の上)

⑥ **いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適時に指導を行う。**

- 解消とは、行為が3か月止んでいることと、その時点において児童及び保護者が「心身の苦痛を感じていない」ことを面談等によって認められたときとし、継続的にきめ細かに観察・指導をする。
- 教師の児童理解力を高めるとともに、学校の教育相談機能を充実する。
- 定期的にいじめの状況を把握する調査等に取り組む。

⑦ **家庭や地域社会に対して、いじめ問題の重要性の認識を広め、連携して、いじめ問題の解決を図る。**

- 入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。
- いじめ問題に関して、家庭訪問や学校通信等を通じて、家庭との連携を図る。
- いじめ問題の解決に向けて、学校のみでの解決に固執することなく家庭との連携を密にする。

(2) 学校の指導体制

いじめ見逃し0を目指すために、実効性ある体制を確立する。

① 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図る。

② 密接な情報交換(報告・連絡・相談・確認)により共通認識をもちつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。

1 報・連・相・(確認)は、はやいほどよい — 悪い情報ほど はやく —

これが徹底していないのは最大の危機であり、無法地帯の学校です。

報告 概要を報告(簡潔に事実のみ)
※指示・命令に対して結果の報告をする

連絡 面談の実施や状況:解決していてもよい。
・途中経過で十分!
(カードはメモだよ)
※能率的に仕事を行うため

相談 関係者集合
※対応について考える。顔を合わせて知恵を出し合うことが大切です。
○指導の方針を立てましょう

対応 指導の方針に基づいて対応しましょう。個別面談・保護者対応等

確認 どんな対応をしたか。子どもはどうだったか

報・連・相シート

()月()日() 報告者

いつ	病状	初案
どこで		
だれが		
何を		
どのように		
なぜ		

「報告・連絡・相談・確認」は、保護者と学校、子どもと学校の信頼関係を保つために行うものです。子どもが先生を信頼し、慕っていれば、授業をはじめとする教育活動も円滑に実施できるし、保護者の協力をたやすく得ることもできます。



【いじめに関する生徒指導の重層的支持構造】

生徒指導の4層の支持構造を理解して「未然防止」⇒「早期発見」⇒「適切かつ迅速な対処」という順序での指導にあたる。

【いじめ防止につながる発達支持的生徒指導】

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学級づくりを目指す
同調圧力が強まらないようにし、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかける。
- ② 児童生徒間で対等で自由な人間関係が築かれるようにする
学力以外の様々な観点から、自分のことを認められ応援してもらっていると感じられるような居場所づくりに努める。
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
共同の活動を通して、他者から認められ、他者の役になっていると実感する機会を用意する。(異年齢交流、係活動、児童会・生徒会活動等)
- ④ 「困った、助けて」と言えるような体制づくり
弱音を吐いたり、頼ったりすることができる雰囲気づくりと、それをしっかり受け止めることができる体制を築く。

【いじめの未然防止】

- ① いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。
- ② 全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- ③ 全ての児童生徒が安心して、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりなど、「居場所づくり」を進めることが重要である。
- ④ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- ⑤ 児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じとれる「絆づくり」を進めることが重要である。
- ⑥ いじめる心理から考える未然防止教育の取組を進める。「いじめは良くない」とほとんどの子供は分かっているはずなのに、行ってしまうことに対する指導。
 - ・道徳や学活などでロールプレイを行うなど体験的な学びの機会を用意する。
 - ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
 - ・ねたみ、異質な者への嫌悪感情、遊び感覚、金銭を得たい等の内面理解に基づく働きかけを行う。
- ⑦ いじめの構造から「傍観者」が、被害者になることへの回避感情から同調せずに「相談者」「仲裁者」に転換するような取組を道徳や学活において行う。

- ⑧ 学校として※特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。

※…特に配慮が必要な児童生徒とは、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、大地震等で被災した児童生徒等（困難課題対応的生徒指導）

- ⑨ いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

《未然防止のチェック》

- 児童の自己実現が図れるよう、日々「分かる・できる授業」の充実を図る。
- 児童の思いやりの心を育む道徳教育や特別活動の充実を図る。
・道徳の授業では、いじめ問題撲滅に向けて議論する活動を取り入れる。
- 教師や児童の人権教育の充実を図る。
「人権意識チェック表」や「人権教育指導のために」を基に、学期に1回(4・8・1月)にチェックし、教師及び児童の人権意識の向上を図る。
- 開かれた学校づくりの推進の一つとして、児童が学校の出来事を家庭で話すことができるように楽しい学校・学級づくりに励む。
- 人間関係力づくりを推進するために、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキル・トレーニングの計画的な実施に努める。
- 人間関係を構築する力を育てるために、学び合いの活動や対話のある活動等を積極的に取り入れ、人間関係の醸成に役立てる。
- いじめの四層構造についての指導を徹底する。
いじめの場面において学級集団は、加害者、被害者、観衆、傍観者という四層構造をなす。「観衆」が増長「傍観者」が黙認すると、いじめは促進されるが、両者が否定的な反応を示したり「仲裁者」として行動したりすれば、「加害者」はクラスから浮き上がり、結果的にいじめへの抑止力になる。「加害者」「被害者」への指導だけでなく、「観衆」と「傍観者」への指導がとても重要である。
- ネットトラブル防止について指導し、児童が事件に巻き込まれたりトラブルを起こしたりしないようにする。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たる行為だと理解させる。
- 市立図書館との連携し、学校貸出を積極的に活用して、児童の豊かな心の育成に努める。
- 児童としっかりと向き合うために、次のことを共通実践する。
たかせ小いじめ防止基本方針の共通理解をしっかりと図り、共通実践を徹底する。
(本校の令和8年度 いじめ見逃し0を目指すための視点・達成目標参照)
- 児童に「いじめとは下記の行為」であることを具体的に指導し、未然防止、早期発見・対応に力を注ぐ。
 - ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ⑤ 金品をたかられる。
 - ⑥ 品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ⑨ その他

【いじめの早期発見】

- ① 全ての大人が連携して組織的に取り組み、児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、いじめの早期発見に努めることが必要である。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ④ 普段から児童生徒の様子を把握し、児童生徒の表情や学級・ホームルームの雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知する姿勢が求められる。
- ⑤ 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、タブレットや電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ⑥ 家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げて児童生徒を見守ることが必要である。

《早期発見・早期対応のチェック》

- いじめ見逃し0を目指すための「視点・達成目標・評価シート」を作成し、全教職員で共通理解・共通実践する
- アンケートと面談を実施し、学級の状況を把握し学級経営に生かす。アンケート結果は、その日のうちに集計し、管理職に報告。児童から「いじめの訴え」があった場合は、学校いじめ対策組織でいじめか否かを判断し、毎月月末までに、黒部市教育センターに提出する。
 - ・毎月1回、記名で児童アンケートを実施する。
 - ・学期に1回、記名による保護者アンケートを実施する。
 - ・アンケート終了後、全員対象の面談を実施する。特に、配慮の要する児童はその日のうちに面談を実施する。また、児童の様子を見ながら、適宜継続的に行う。
- 県からの通知（生徒指導の推進）をしっかりと受け止め、校内の生徒指導体制のチェック等を実践に行い、PDCAのサイクルでいじめ見逃し0を目指して取り組む。
- 生徒指導主事等研修会やいじめの問題に係る教頭対象の研修会等の成果を、校内研修会で還元する。
- 年に複数回、いじめの問題に関する校内研修会を開催し、いじめ問題の未然防止や対応について学ぶ。（i-check 調査結果、アンケート結果）
- ネットトラブルの早期発見・早期対応を行う。
 - ネットパトロール検索システムで危険な書き込みとして連絡があった場合は、適切な対応を行う。（連絡：東部教育事務所→黒部市教育委員会→該当校）
- 教育相談コーディネーターが管理職や生徒指導主事、カウンセリング指導員、SC、SSW、いじめ対策SWと連携し、相談体制の確立・充実に努める。
- 気軽に相談できる体制づくりに努めるために、相談ポストを設置したり学校だより等でお知らせしたりする。
- 年3回（4・9・1月）、黒部市教育センター発行の相談案内のプリントを保護者に配布する。

【いじめへの対処】

- ① いじめを把握したら、学校は直ちに、被害者保護を最優先し二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、被害者の心情を理解し、心のケアを行う。
- ② 被害者のニーズを確認し、危機を一緒にしのいでいくという姿勢で、安全な居場所の確保や、加害者、学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることも重要である。
- ③ 加害者とされる児童生徒、いじめを知らせてきた児童生徒、学級等に対しても確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。
- ④ 教育委員会への連絡・相談し、事案に応じ、関係機関（医療、福祉、司法など）との連携が必要である。
- ⑤ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方（初期対応フローチャート、各学校の危機管理マニュアル）について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。
- ⑥ 被害児童生徒及び保護者の同意の基、いじめ加害者と被害者の関係修復を行う。指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行っていく。
- ⑦ いじめの解消
「いじめに係る行為が止んでいること」「心身の苦痛を感じていないこと」を本人や保護者への面談を通じて継続的に確認していく。解消に至ったとしても卒業まで注意深く見守っていく。

《いじめが発覚したときの対応チェック》

- ① いじめられている児童に対して
 - 訴えてきたことを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
 - いじめられている内容や、つらい思いなどを親身になって聞くことにより安心感をもたせる。
 - 本人の活躍を認め励ますことによって、自信や存在感をもたせる。
- ② いじめている児童に対して
 - いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
 - いじめられている児童の気持ちに着目させ、いじめることが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかに気付かせる。
 - いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図り、教師との信頼関係をつくる。
 - 当番活動や係活動など、具体的な場でのよい行いを積極的に見付けてほめる。
- ③ 学級の児童に対して
 - 見て見ないふりをするのは、いじめの助長になることに気付かせる。
 - いじめを発見したら教師や友達に知らせて、すぐにやめさせることを徹底する。
 - 友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。
 - 一人一人をかけがえのない存在として尊重し、温かな人間関係を築くとともに安心して生活できるようにする。

【地域や家庭との連携】

- ① コミュニティ・スクールの機能を生かしながら、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、連携した対策を推進することが必要である。
- ② より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する地域ぐるみの体制を構築することが必要である。

《保護者との連携チェック》

- 保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め信頼関係を深める。
- 事実を正確に伝え、家庭での対応の仕方、学校との連携について助言する。
- いじめの問題を、児童と保護者との関係を見直す機会とするよう助言する。
- 相談機関等について、積極的に情報提供を行う。
- 状況に応じて、関係諸機関との連携をとるよう働きかけを行う。
- とやま多忙化解消会議資料を基に、保護者対応等について研修し、実践に役立てる。

【関係機関との連携】

- ① 学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。

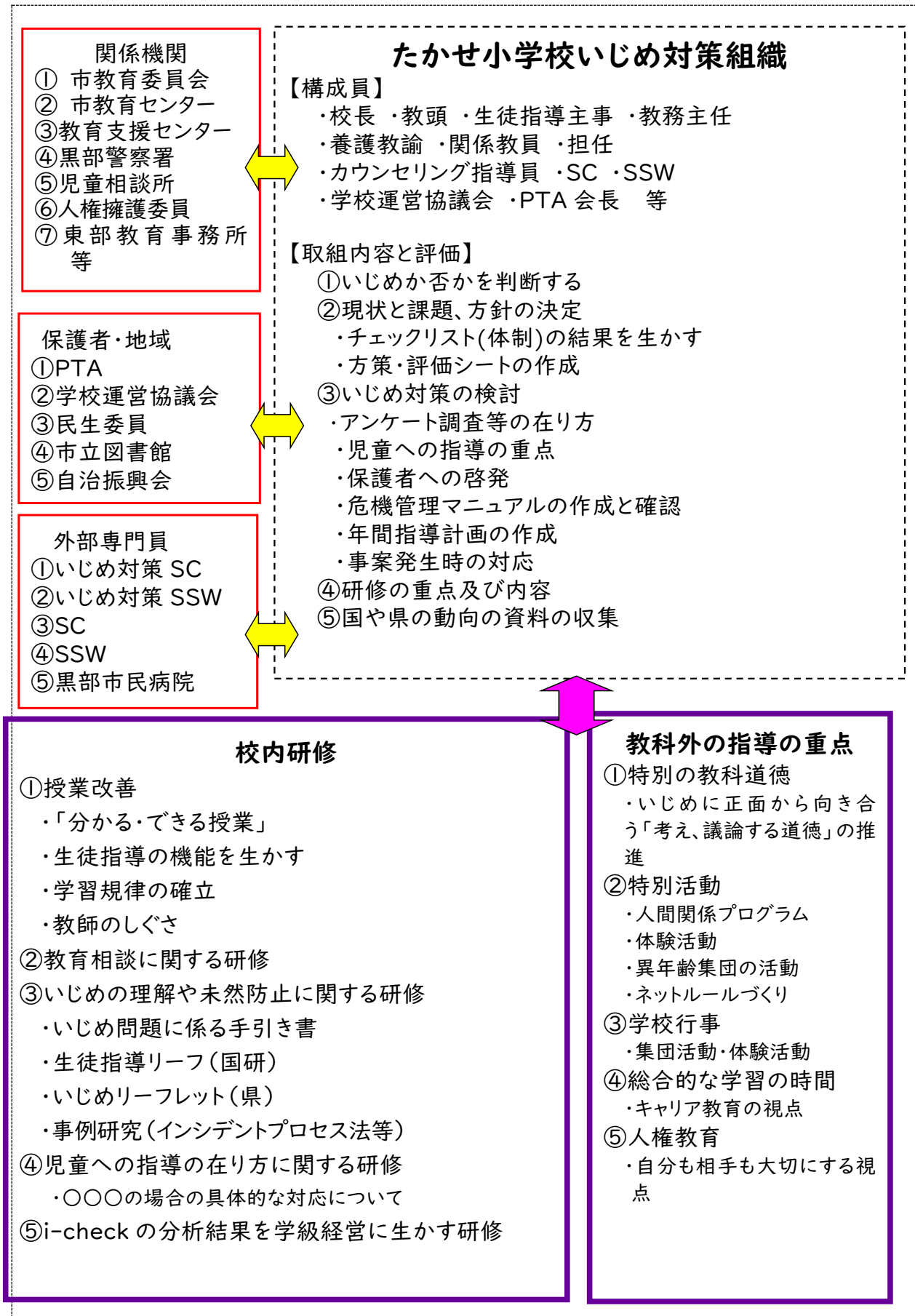
例えば「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大に被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。（「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）令和5年2月文部科学省初等中等教育局長）

- ② 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、教育委員会や関係機関の担当者との、窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

【いじめ防止対策推進法第22条】



学校におけるいじめ防止等の対策のための役割分担

職	役割	具体的な内容
校長	全体責任者 総括	方針や対応の決定 教職員への指示 市教委との連携
教頭	全体指揮 外部との窓口	教職員への指示 外部との連携
生徒指導主事	情報収集、集約 面談	いじめ防止等に関わる現状や課題の把握 いじめ防止等に関わる計画の立案 児童への対応の指示、サポート
教務主任	情報集約 日程調整	いじめ防止に関わる計画の日程調整
養護教諭	面談 カウンセリング	児童の出席や健康についての把握
特別支援教育 コーディネーター	情報収集 面談	特別な支援を要する児童の実態把握 対応の検討
担任	情報収集 面談	観察や面談による情報収集 関係児童の指導 いじめ防止に関わる学級指導 保護者対応
関係教員	情報収集 面談	観察や面談による情報収集 関係児童の指導
SC・SSW 等	面談 カウンセリング	本人や保護者との面談 本人や保護者へのカウンセリング

7 黒部市教育委員会との連携

いじめ問題の解決に向けて、黒部市教育委員会への報告・相談を確実にを行う。

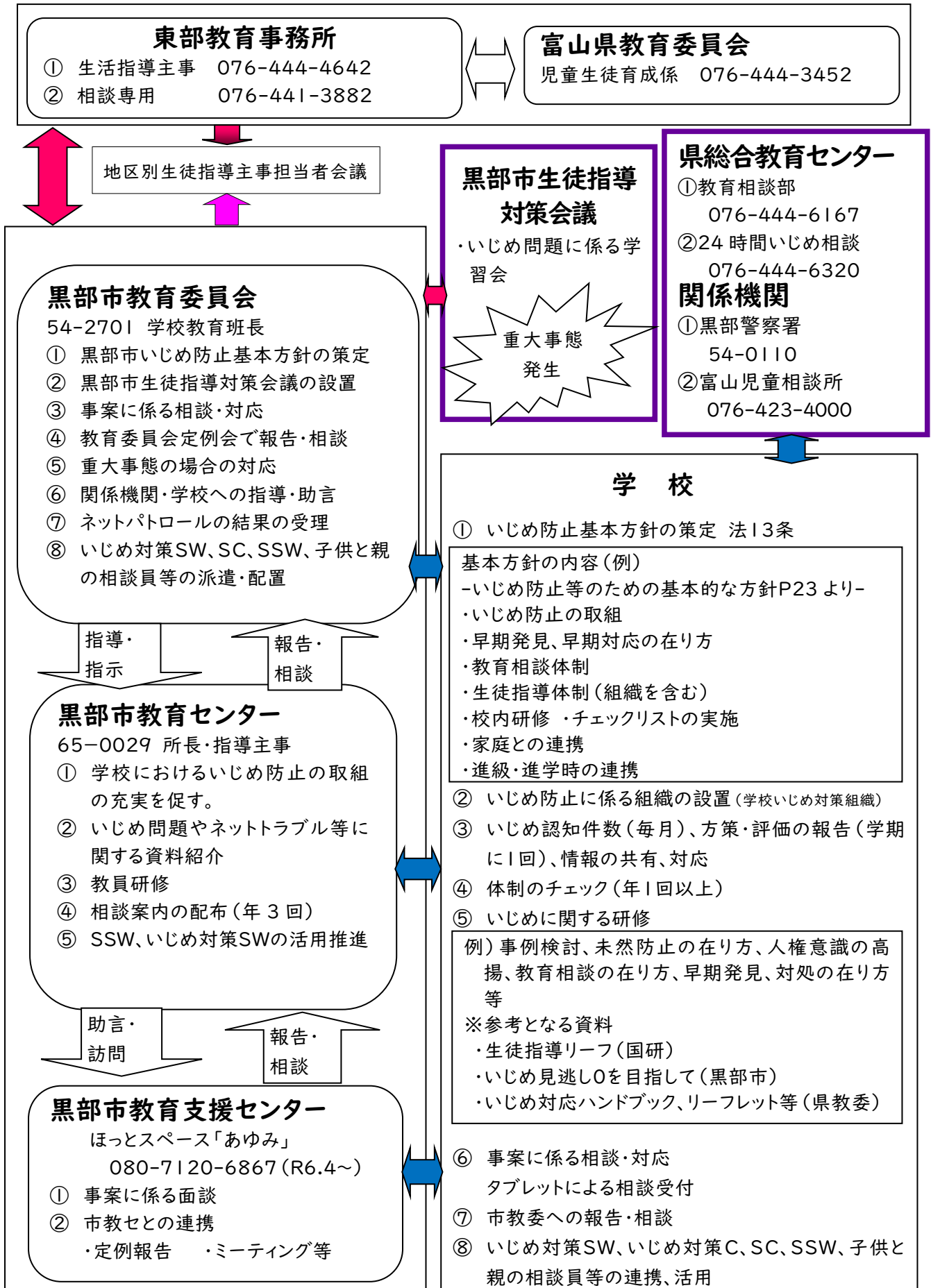
- ① いじめが発覚した場合は、事故略報により学校教育班長に報告し、対応の方針等について相談する。
- ② 生徒指導上の諸問題の調査及びいじめに関する定例報告について教育委員会から問い合わせがあった場合は、的確に回答できるようにしておく。
- ③ 緊急時の場合は、いじめ対策 SW、巡回型 SSW、いじめ対策 C、要請支援 C 等の要請をする。

8 黒部市教育センターとの連携

いじめの状況・取組を全教職員で共通理解し、市教セに報告する。

- ① いじめ見逃し0を目指すための「視点・達成目標・評価シート」を作成し、全教職員で共通理解・共通実践する。視点・達成目標は4・9・1月に、評価は7・12・3月に、黒部市教育センターに提出する。
- ② 月1回のアンケート調査の結果を、毎月月末までに黒部市教育センターに提出する。
 - ア 児童がいじめの相談をした実数
 - イ 学校いじめ対策組織でいじめと認知した数及び態様・対処、解消の有無
 - ・いじめの被害者及び加害者をアルファベットで記載したシートは、メールで送信する。
 - ・氏名を記載したシートは、親展文書で送付する。

☆ 黒部市いじめ防止における取組図



9 進学・進級の際の学校間・教師間の連携

(1) 進学の場合

中学校におけるいじめは、小学校時代からのいじめが継続していたり、小学校における人間関係のトラブルに起因していたりする場合があります。卒業、進学にあたり卒業する学校と進学先の学校の関係者が、きめ細かな連携を図るとともにそれぞれの学校で校内体制を確立して、いじめ見逃し0を目指します。

卒業する学校

- ・卒業学年担任
- ・生徒指導主事
- ・校長、教頭
- ・養護教諭
- ・特別支援教育コーディネーター



進学先の学校

- ・担当教員
- ・生徒指導主事
- ・校長、教頭
- ・養護教諭
- ・特別支援教育コーディネーター



※クラス編制資料、生徒指導に関わる資料(連携シートを含む)を念入りに作成し、包み隠さず相談する。(マル秘事項の場合は、その旨を伝える)

※小中連絡会での面談者は、新一年生担当教員及び管理職に確実に報告する。

※マル秘事項の取り扱いに注意する。

希望をもって卒業

- ・新しい学校生活へ明るい展望を抱かせ、希望や安心感をもって卒業させる。

安心感をもって入学

- ・定期的に教育相談を行い、新しい生活への適応を図る。

<体制づくり>

- ・進学先の学校へ情報提供を行い、共に考える場を設ける。また、卒業後も定期的に進学先の学校と情報交換を行う。
- ・卒業後も見守っていくことを児童や保護者に伝える。
- ・児童や保護者に不安がある場合は、進学先へ連絡しておくことを伝える。
- ・クラス編制等に配慮する。



- ・校内において情報を共有化し、共通理解を図る。
- ・見守る体制づくりと継続的な観察を行う。
- ・状況に応じて、入学後の支援体制を説明し、安心感を与える。
- ・保護者に不安がある場合は、保護者面談を実施する。
- ・クラス編制等に配慮する。

また、以下の点に留意し、日頃から異校種間の連携を深め、入学時の心理的な負担を軽減し、進学先の学校で適応できるようにすることが大切である。

- ① 新しい環境での友達、先輩、教師との人間関係が、入学時の大きな不安になっている。発達段階に応じた「人間関係づくり」に視点を当てた連携が大切である。
- ② 教師が把握している以上に、学習上や生活上の相違に不安を感じている。教科指導や生徒指導の連絡会を設けるなど、適切な情報交換に努める。

(2) 進級の場合

4月当初の職員会議で、過去にいじめにあった児童、いじめた児童等の現状と留意事項等について共通理解を図る。

10 重大事態への対処 — 黒部市 —

- 学校からの報告等で重大事態と判断した場合は、「黒部市生徒指導対策会議」を開催します。
- 当該重大事案に係る調査を行うための組織を速やかに設けます。
- 毎月の「各校のいじめ認知の状況」について、教育委員に報告します。

(1) 重大事態の例

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 欠席の理由が「いじめが要因ではないか」と思われ、欠席日数が30日以上となった場合(この日数は目安である。児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合も重大事態と判断する)
- ⑥ 児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申し出があった場合

☆ 生命・心身・財産重大事態(法第28条第1項第1号)

◎ 下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - リストカットなどの自傷行為を行った。
 - 暴行を受け、骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
 - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - 欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。(転学・退学するほど精神的苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当する)

☆ 不登校重大事態(法第 28 条 第 1 項第 2 号)

欠席日数が年間 30 日であることを目安としている。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態に係る調査の指針(概要)

－詳細は、平成 28 年 3 月 不登校重大事態に係る調査の指針 (文部科学省初等中等局)を参照－

○ 学校の対応

流れ	内容
<p>欠席開始</p> <p>※ 重大事態に該当すると「認める」とは、「考える」「判断する」の意であり、「確認する」「肯認」といった意味ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・月3日の欠席で家庭訪問等を実施し、児童生徒及び保護者面談から状況・理由等を聴取する。 ・学校は欠席 30 日になる前から<u>準備作業</u>に取りかかる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">準備作業の確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実施済みのアンケート調査 ②関係児童生徒からの聴取・確認 ③指導記録の記載内容の確認など </div>
<p>市町村教委に相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該生徒及び保護者への聴取が終わった時点で、「いじめが関係しているのではないか」と学校が判断した場合は相談し、情報共有を図る。 ・学校は重大事態に至る相当前から調査を行い、欠席が 30 日に達する前後の段階でいじめを受けたとされる児童生徒及び保護者に説明できるように準備をしておく。
<p>重大事態発生と判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、不登校重大事態と判断したときは、7日以内に黒部市教育委員会に報告する。(様式1) ・<u>生命心身財産重大事態</u>と判断したときは、直ちに黒部市教育委員会に報告する。

○市教育委員会の対応

<p>重大事態の報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市長に報告する。(口頭ではなく書面が望ましい) ・教育委員に説明する。 ・対処方針を決定する際は、<u>教育委員会会議を招集</u>する。 <p>※教育委員会会議とは、いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関などを想定している。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">会議での配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報が多く含まれているので、会議を一部非公開にしたり、資料から個人情報を除いたりする。 </div>
-----------------------	---

調査主体の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会が、調査主体を市町村教育委員会にするか、学校にするかを決定する。 ・原則、学校の調査組織で行う。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>市町村教育委員会が行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と保護者との関係が深刻化して関係修復が難しい場合 ・学校の負担が過大で調査を実施することにより学校の教育活動に支障が生じる恐れのある場合 等 </div>
----------------	---

○調査の主体(市教育委員会または学校)の対応

調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒、保護者、教職員、関係する児童生徒への聴取による調査をする。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>聴取事項 -いじめの行為について-</p> <p>①いつ頃から②誰から③態様④背景事情や人間関係⑤指導経緯、事実関係等可能な限り網羅的に調査記録</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>留意事項(詳細は不登校重大事態に係る調査の指針 P5・6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基本姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ○対象児童生徒に対して 徹底して守り通すことを教職員が言葉と態度で示す。 ○いじめを行った児童生徒に対して 行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下で指導する。 ② 対象児童生徒からの聴取にこだわらない ③ 方法の工夫(オープンな質問等) ④ 聴取環境や時間帯への配慮 ⑤ 報告・記録の重要性 ⑥ 重大事態に関する教職員の意識啓発 ⑦ 資料の保管 </div>
調査結果の 取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・様式2を参考に調査報告書を作成する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示しておく。 </div>
児童生徒・ 保護者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒とその保護者に情報提供する。 (提供の留意事項については、「いじめ防止等のための基本的な方針 P32を参照のこと」)※適時、適切な方法で提供する。 ・いじめをしていた児童生徒とその保護者に情報提供し、家庭と連携して指導する。
市町村長へ報告	<ul style="list-style-type: none"> ・書面をもって報告する。 ・教育委員会会議で説明する。 ・再調査が必要な場合は、市町村長が指示する。
支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学校復帰への支援と再発防止を目的として、支援を継続する。

(様式1)

令和 年 月 日

黒部市教育委員会
教育長 殿

黒部市立たかせ小学校
校長 米田 歩 印

いじめ重大事態発生報告書

重大事態の種類(該当するもの全てにチェックを入れる)

- いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた
(いじめの態様 生命 身体 精神 金品等 ※いずれかにチェックを)
- いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

1 被害児童生徒について	学校名			
	学年・学級			
	ふりがな 児童生徒氏名			性別
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生 (歳)		
	住所			
	保護者氏名			
2 加害児童生徒について ※ 加害者が3名以上いる場合は、行数を増やす。	学校名			
	学年・学級			
	ふりがな 児童生徒氏名			
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生(歳)	平成 年 月 日生(歳)	
	住所			
	保護者氏名			
3 いじめの行為の状況	・発生日、いじめの行為の態様・具体的な行為等について記載。			
4 報告の時点における対象児童生徒の状況	被害児童生徒 (欠席の状況)			
	加害児童生徒			
5 重大事態に該当すると判断した根拠				

(1) 報告時期等

- ・本書での報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」(基本方針)行う。
- ・不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。(5に欠席日数を記入)

(2) その他

- ・市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

(様式2)

令和 年 月 日

いじめ重大事態調査報告(例)

黒部市立たかせ小学校

※以下の項目を参考に報告書を作成する(罫線によって分けしなくても構わない)

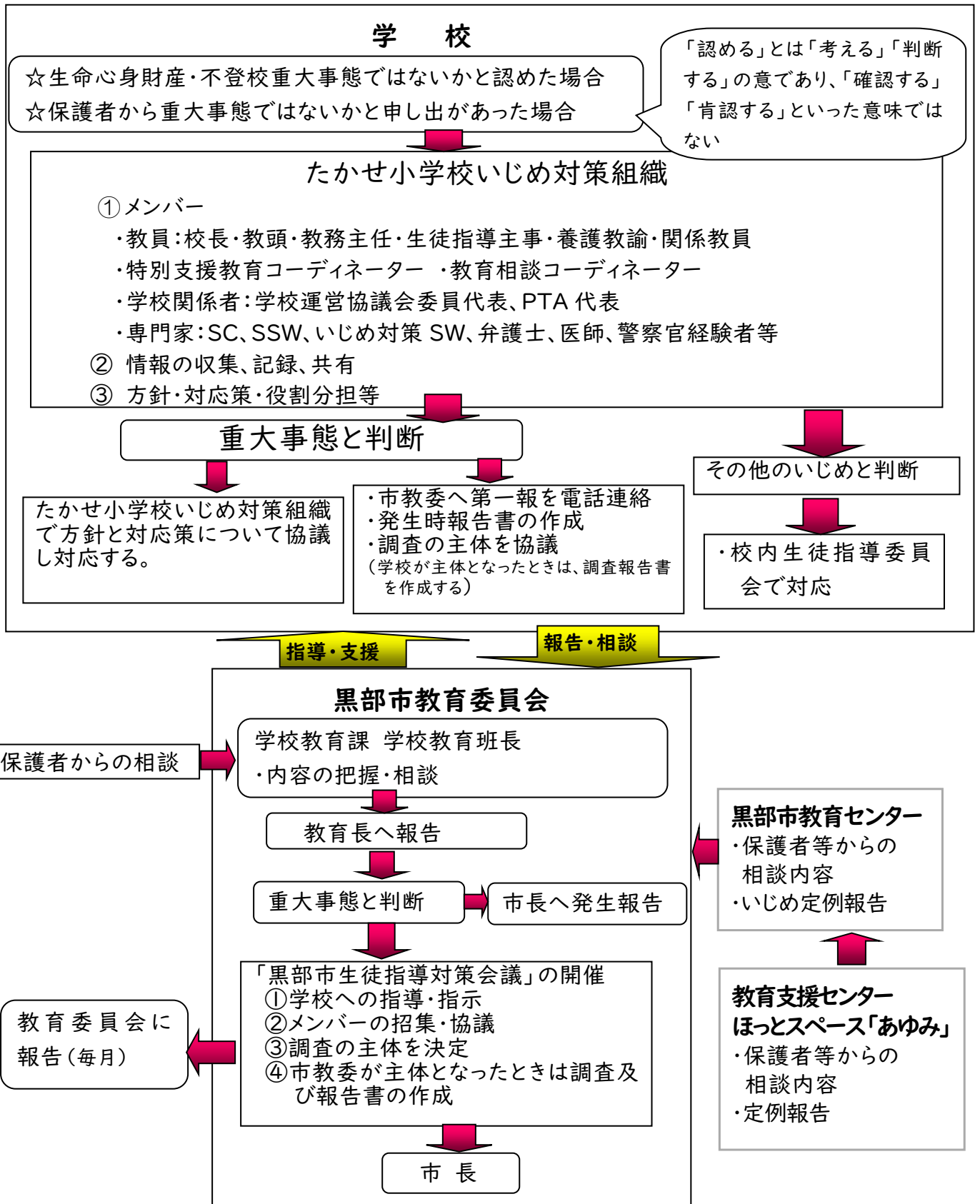
1 重大事態の対象となる行為の概要	・発生年月日、いじめの行為の態様・具体的な行為等について記載 (発生報告書に記載した内容をもとに、調査対象の事態の内容が分かるように記載する)		
2 対象児童生徒について	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		性別
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生(歳)	
	住所		
	保護者氏名		
	その他 ※報告時の欠席の状況など	※不登校重大事態の場合は欠席期間や日数を記載	
3 加害児童生徒について ※加害者が3名以上いる場合は、行数を増やす。	学校名		
	学年・学級		
	ふりがな 児童生徒氏名		
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生(歳)	平成 年 月 日生(歳)
	住所		
	保護者氏名		
4 調査の概要	調査期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
	調査組織及び 構成員		
	調査方法		
	外部専門家が 調査に参加した 場合は当該専門 家の属性		

5 調査内容 ※ 当該児童生徒に多くの行為があった場合は、行数を増やす。	①行為Aについて	
	②行為Bについて	
	③行為Cについて	
	④行為Dについて	
	※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。 ※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。	
	⑤その他（家庭環境等）	
	⑥調査結果のまとめ（いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む）	
6 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方法		
7 今後の当該校におけるいじめ対策に関する校長（又は設置者）の所見		

○ 報告

- ・学校が調査した場合：学校→市町村教育委員会(写)→地方公共団体の長(本書)
- ・市町村教育委員会が調査した場合：地方公共団体の長(本書)、学校へ写しを送付する。
- ・市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

☆ 重大事態発生時の対応図



次の場合が考えられるため、黒部市教育委員会との連絡・相談を密にして対処する

① 学校が重大事態と判断し、黒部市教育委員会も重大事態と判断する場合
 ② 学校が重大事態と判断せず、黒部市教育委員会が重大事態と判断する場合

II ネットトラブルの未然防止に向けて

(1) ネット上のいじめの未然防止に向けて

児童の規範意識の向上に努め、ネット上のマナー（ネチケット）を周知徹底することが問題解決の近道です。

- ① 自分や家族、友達の情報を書き込まない。
- ② 他人を誹謗中傷しない。
 - ・はじめはいたずらやからかい半分で書いていたことがエスカレートし、知らない間に犯罪との境界線を踏み越えてしまうことがあること
 - ・内容によっては名誉毀損や侮辱罪といった犯罪になること
 - ・警察が犯罪行為と判断した場合は、書き込み者を特定すること
 - ・相手を不幸にすること
- ③ 困ったときは、まず相談する。

規範意識の醸成に関する指導について

－「社会で許されない行為は、学校においても許されない」－

児童たちに規範意識に基づいた行動様式を定着させることが重要です。

校内規律を維持することは、学校における教育活動の基盤となるとともに、学校が安心・安全な居場所となることで、児童たちに安心感を与え、暴力・器物破損・いじめや不登校といった問題を未然防止することにつながる。

- 規範意識の醸成を！－ 校内ルールの遵守と校内規律の維持を通して－

教育基本法第6条－重視－

教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじる

学校教育法21条－義務教育の目標－

規範意識をはぐくみ社会の発展に寄与する態度を養う

- 環境が子供を育てる

物的環境、人的環境、どちらも重要です。整った学校、児童理解に満たされた教師集団の中で、児童たちは健全に育っていく。

物的環境

きまり等について意欲を喚起させる場合、古い掲示物、色あせた掲示物は不可。

人的環境

教師は児童の師範である 言葉や態度による影響は大きい。

(2) 一貫性のある指導がポイント ―学校と家庭が手を取り合って―

＜学級経営と生徒指導が相互に補完し合う＞

- ・学級担任が児童の学校生活のほとんどの場面に関わることから、児童理解の充実を図っていくことが生徒指導上の要点となる。また、学級担任が児童の心や実態を十分に把握していなければ、一人一人の児童に規範意識の内面化を実現していくことは困難であると思われます。一人一人の行動の実態を十分に把握し、規範意識の内面化を図る指導を行う。
- ・学級担任の思い込みや抱え込みに陥ることなく、学級運営と生徒指導が相互補完し合い学校全体としての生徒指導となっていることが重要。
- ・児童の規範意識の醸成は、家庭におけるしつけが核となる。しかしながら、それを社会に生きる人間の生き方として深めていく役割を学校は担っている。生徒指導では、個々の学級で取り組むだけでなく、学年や学校全体として取り組む。また、小学校1年生では、入学してくる幼稚園や保育所との連携を、6年生では進学先の中学校との連携を図り、規範意識の醸成に努める。

(3) きまりの運用について

児童たちの内面的な自覚を促し、きまりを自分のものとしてとらえ、自主的に守らせようとする指導が重要。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみでの指導とならない。きまりを破った児童たちに対して、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、児童の内省を促し、自主的・自律的に行動できるようにするなど、教育的効果をもつものとなるよう配慮する。

(4) 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

① 教員研修について

現代社会では、児童が「ネット上のいじめ」や、いじめ以外のインターネット上のトラブルに巻き込まれる危険性が高まっている。このような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応等の、情報モラル教育を行っている。情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達の段階に応じて情報モラルを取り扱っていく。

黒部警察署員等を講師として、研修会・講演会を行う。(対象:児童、保護者、教職員)

② 情報モラルの指導について

児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。その際、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であることや、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に深刻な影響を与えるものであること、犯罪の対象となり得ることなどを伝える。

(5) ネット上のいじめについて - 誹謗・中傷 -

①特徴

スマホやパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子供の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メッセージを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

○炎上しやすい

不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で広範囲に広がり、極めて深刻なものとなる。また、書き込む内容も「死ね」「殺す」など、相手への攻撃性が高くなる。

○加害者にも被害者にもなりやすい

インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなる。

○悪用されやすい

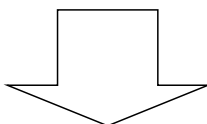
インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。

○回収が困難

インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

○実態の把握が難しい

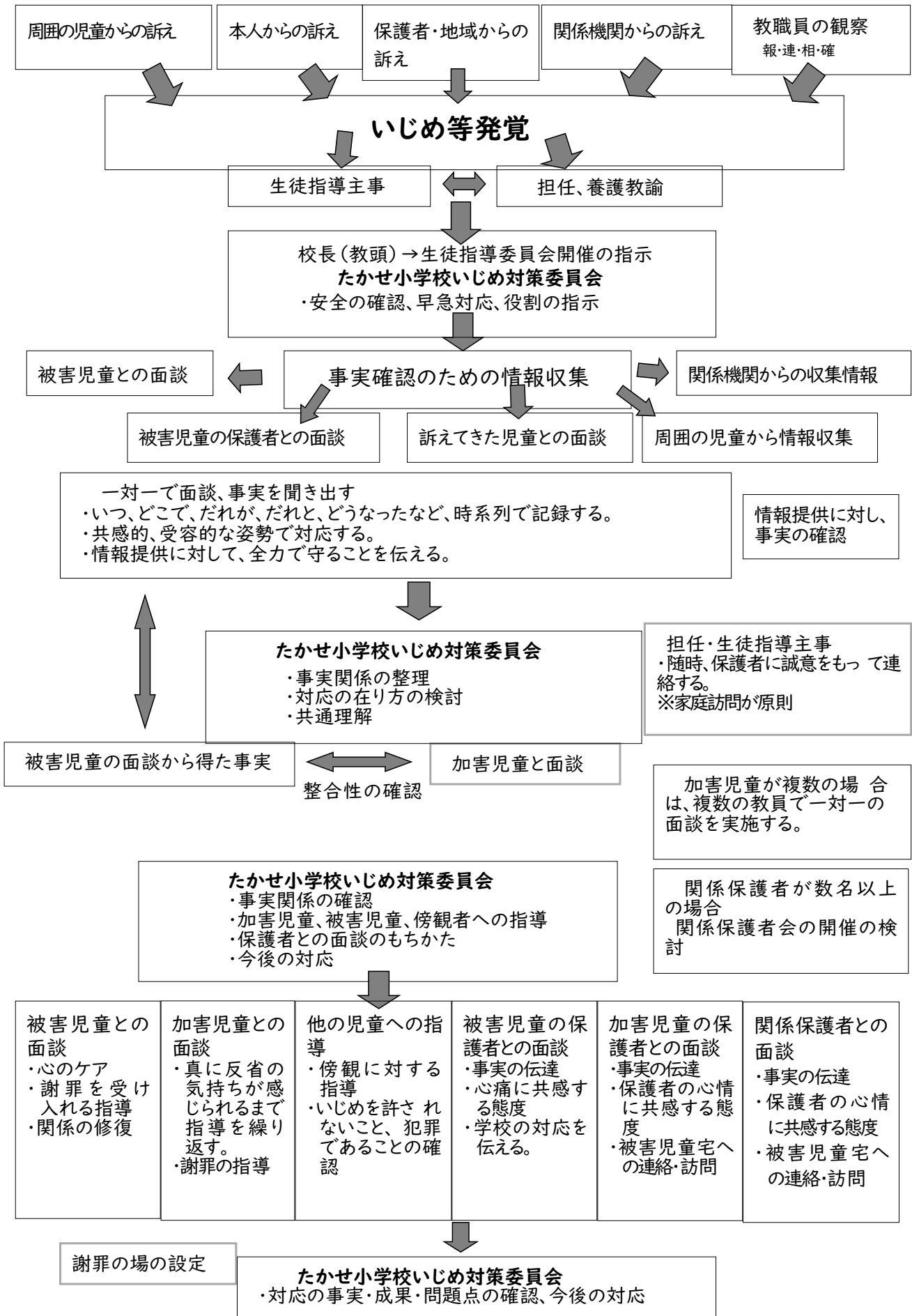
保護者や教師などの身近な大人が、児童の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。



誹謗・中傷する書き込み行為について

- 掲示板に他人を誹謗・中傷する内容を書き込む行為については、犯罪になることがある。
- 警察が犯罪行為と判断した場合は、書き込みをした人を見つけ、逮捕に至るケースもある。
- 掲示板でのトラブルが殺人事件にまで発展してしまう危険性がある。
- 誹謗中傷は、いじめであり、人を不幸にすることになる。

12 いじめ等問題行動発生時の対応 (危機管理マニュアルにも掲載)



学校での指導等に役立つ通知・冊子

学校に備え付けてあるかどうかチェックし、対応する際の拠り所としましょう。

1 いじめ関係

- いじめ防止対策推進法 【平成 25 年 9 月 28 日公布】
- 東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について(通知)
【文部科学省 平成 28 年 12 月 16 日】
- いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について(通知) 【文部科学省 平成 28 年 3 月 18 日】
- 不登校重大事態に係る調査の指針 【文部科学省 平成 28 年 3 月】
- いじめ防止等のための基本的な方針 【文部科学大臣 平成 29 年 3 月 14 日改訂版】
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 【文部科学省 平成 29 年 3 月】
- いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について(通知)
【文部科学省 平成 30 年 3 月 26 日】
- いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について(通知)
【文部科学省 平成 31 年 3 月 29 日】
- 富山県いじめ防止基本方針 【富山県 令和 3 年 4 月 1 日改定】

2 教育相談

- ・児童生徒の教育相談の充実について(通知) 【文部科学省 平成 29 年 2 月 3 日】
- ・不登校児童生徒への支援の在り方について(通知) 【文部科学省 令和元年 10 月】
- ・誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLO プラン)
【文部科学省 令和 5 年 3 月】

3 虐待・DV 関係

- ・配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について(通知)
【文部科学省 平成 21 年 7 月 13 日】
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律
【令和 6 年 4 月 1 日】
- ・児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について(通知)
【文部科学省 平成 22 年 3 月 24 日】
- ・一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について(通知) 【文部科学省 平成 27 年 7 月 31 日】
- ・児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について
【文部科学省 平成 31 年 2 月 28 日】
- ・「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」
【文部科学省 平成 31 年 2 月 28 日】
- ・『児童虐待防止対策の抜本的強化について』等を踏まえた対応について
【文部科学省 平成 31 年 3 月 19 日】
- ・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の分布について(通知)
【文部科学省 令和元年 7 月 19 日】
- ・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き 【文部科学省 令和 2 年 6 月改訂版】
- ・学校現場における虐待防止に関する研修教材 【文部科学省 令和 2 年 1 月 23 日】
- ・児童虐待防止と学校(研修教材) 【文部科学省】

- ・富山県子ども虐待防止ハンドブック 【富山県子ども支援課 令和2年3月】
- ・教職員向け性暴力被害対応マニュアル【富山県犯罪被害者等支援協議会令和4年12月】
- ・「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)
【文部科学省 令和4年6月15日】

4 インターネット関係

- ・児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」増加に伴う広報・啓発について(周知依頼)
【文部科学省 平成28年11月9日】
- ・情報化社会の新たな問題を考えるための教材 ～安全なインターネットの使い方を考える～
指導の手引き 【文部科学省 令和2年度追加版】

5 体罰関係

- ・体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)
【文部科学省 平成25年3月13日】
- ・体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知) 【文部科学省 平成25年8月9日】

6 学校事故関係

- ・学校事故対応に関する指針 【文部科学省 平成28年3月】

7 自殺関係

- ・教師が知っておきたい子どもの自殺予防 【文部科学省 平成21年3月】
- ・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き 【文部科学省 平成22年3月】
- ・子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版) 【文部科学省 平成26年7月】
- ・子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育導入の手引)
【文部科学省 平成26年7月】
- ・児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における 対処
の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について
【文部科学省・厚生労働省 平成30年8月31日】
- ・児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知) 【文部科学省 令和5年7月10日】

8 富山県青少年健全育成条例

- 富山県青少年健全育成条例施行規則 【富山県 昭和52年3月25日】
【富山県 平成31年3月15日改正】

9 生徒指導全般

- ・「生徒指導リーフ」シリーズ 【国立教育政策研究所】
- ・生徒指導支援資料 【国立教育政策研究所】
- ・初任者向け生徒指導資料 【国立教育政策研究所】
- ・生徒指導提要 【文部科学省 令和4年12月改訂】
- ・生徒指導に関する機能向上のための調査研究 【国立教育政策研究所】